（文部科学省著作教科書の出版権等に関する法律の一部改正）

第百六条　文部科学省著作教科書の出版権等に関する法律（昭和二十四年法律第百四十九号）の一部を次のように改正する。

第十五条第七項中「異議申立て」を「審査請求」に改める。

（私立学校法の一部改正）

第百七条　私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）の一部を次のように改正する。

第六十条第八項中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立て」を「審査請求」に改める。

第六十二条第五項中「及び同法第二十七条第一項」を削り、同条第八項中「行政不服審査法による不服申立て」を「審査請求」に改める。

（文化財保護法の一部改正）

第百八条　文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第十二章第一節の節名を次のように改める。

第一節　聴聞、意見の聴取及び審査請求

第百五十六条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第一項中「次に」を「第一号に掲げる処分若しくはその不作為又は第二号に」に改め、「又は異議申立て」を削り、「又は決定（却下の裁決又は決定を除く。）は、」を「は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、当該」に、「を受理した日」を「がされた日（同法第二十三条の規定により不備を補正すべきことを命じた場合にあつては、当該不備が補正された日）」に改め、「若しくは異議申立人」を削り、「参加人」の下に「（同法第十三条第四項に規定する参加人をいう。以下同じ。）」を、「求めて、」の下に「審理員（同法第十一条第二項に規定する審理員をいい、審査庁（同法第九条第一項に規定する審査庁をいう。以下この条において同じ。）が都道府県又は市の教育委員会である場合にあつては、審査庁とする。次項及び次条において同じ。）が」を加え、同条第二項中「前項の意見の聴取を行う者は、当該」を「審理員は、前項の」に、「審査請求人又は異議申立人及び参加人」を「全ての審理関係人（行政不服審査法第二十八条に規定する審理関係人をいい、審査庁が都道府県又は市の教育委員会である場合にあつては、審査請求人及び参加人とする。）」に改め、同条に次の一項を加える。

3　第一項に規定する審査請求については、行政不服審査法第三十一条の規定は適用せず、同項の意見の聴取については、同条第二項から第五項まで（同法第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定を準用する。

第百五十七条中「又は異議申立人」を削り、「当該意見の聴取を行う者」を「審理員」に改める。

第百五十八条中「若しくは異議申立人」を削る。

第百五十九条の見出し中「又は決定」を削り、同条第一項中「又は異議申立て」及び「又は決定」を削り、同条第二項中「又は異議申立て」を削る。

第百六十条中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）」を「行政不服審査法」に改め、「及び異議申立て」を削る。

第百六十一条を次のように改める。

第百六十一条　削除

第百八十四条第二項中「行政不服審査法による不服申立て」を「審査請求」に改める。

（宗教法人法の一部改正）

第百九条　宗教法人法（昭和二十六年法律第百二十六号）の一部を次のように改正する。

第八十条第七項を削る。

第八十条の二の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「又は異議申立て」及び「又は決定」を削る。

第八十七条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「又は異議申立て」及び「又は決定」を削る。

（私立学校教職員共済法の一部改正）

第百十条　私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第五号中「その他の不服申立て」を削る。

第三十六条第一項中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による」を削り、同条第二項中「六十日以内にしなければならない」を「三月を経過したときは、することができない」に改め、同条に次の一項を加える。

3　共済審査会は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第九条第一項、第三項及び第四項の規定の適用については、同条第一項第二号に掲げる機関とみなす。

第百十一条　地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第五十五条第九項中「、第三項及び第四項」を「及び第三項から第七項まで」に改める。

（著作権法の一部改正）

第百十二条　著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第七十三条の見出し中「異議申立て」を「審査請求」に改め、同条中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による異議申立て」を「審査請求」に改める。

（私立学校振興助成法の一部改正）

第百十三条　私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第十二条の二第七項中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立て」を「審査請求」に改める。

（技術士法の一部改正）

第百十四条　技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二十七条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による」を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、文部科学大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、指定試験機関の上級行政庁とみなす。

（プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部改正）

第百十五条　プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律（昭和六十一年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

第二十三条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による」を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、文化庁長官は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、指定登録機関の上級行政庁とみなす。

（高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部改正）

第百十六条　高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）の一部を次のように改正する。

第十六条を次のように改める。

第十六条　削除

第九章　厚生労働省関係

（健康保険法の一部改正）

第百十七条　健康保険法（大正十一年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

第百八十九条第二項中「六十日」を「二月」に、「みなして、社会保険審査会に対して再審査請求をする」を「みなす」に改め、同条第三項中「前二項の」を削る。